

## 第24回豊島廃棄物処理協議会議事録

日時：平成22年8月1日（日）13：30～14：50

場所：豊島公民館

### I 出席協議会員（16名）

#### ①学識経験者

（会長） 岡市友利、（会長代理） 植田和弘

#### ②申請人らの代表者

大川真郎、石田正也、中地重晴、長坂三治、濱中幸三、安岐正三、○石井亨

#### ③香川県の担当職員等

田代健、井上貴義、○三木誠、高木康博、大森利春、浅野浩司、木村士郎

※○印は議事録署名人

### II 傍聴者

#### ①豊島3自治会関係者 約60名

#### ②公害等調整委員会審査官 鈴木義和

#### ③報道関係 8社（朝日新聞、共同通信、毎日新聞、読売新聞、時事通信、四国新聞、OHK、NHK）

### III 議事

司会者から次の報告があった。

- ・公害等調整委員会からは鈴木義和審査官が出席されている。

#### 岡市会長挨拶（要旨）

- ・豊島廃棄物等処理事業は、調停条項に従い、共創の理念のもと粛々と処理が進められている。6月6日には、最終合意締結10周年記念行事が開催され、さらに前へ進む決意をしている。
- ・前回の処理協議会では、水洗浄処理や汚染土壌運搬の基本的な考え方について県から説明があった。VOCsで汚染された土壌の処理が問題となり、拡大事務連絡会を開催してはどうかという提案をしたところ、その後2回にわたり拡大事務連絡会が開催され、VOCsで汚染された土壌の処理方法について協議を続け、水洗浄処理の調停条項上の整理も、住民側、県側弁護士を交えて精力的に協議を行った。
- ・その結果、水洗浄処理の実施に当たっての課題や調停条項上の整理について住民側と香川県側で概ね協議が整ったようで、本日の処理協議会で、水洗浄処理の実施について最終合意に至りたいと考えている。
- ・率直かつ活発な意見を交わして、双方の信頼関係が一層深められ、前進していきたい。

#### 議題

##### （1）協議会の運営について

- ・議事録署名人に、石井協議会員と三木協議会員を指名し了承を得た。
- ・本日の議題に非公開とすべき内容はないため公開とした。

##### （2）豊島廃棄物等処理事業の実施状況について

###### ○県側

（豊島廃棄物等の処理量）

- ・資料1の表1-1は、豊島処理事業の実績で、平成15年度から21年度の実績は、処理計画が411,480トン、年間処理実績が合計で371,203トンを処理している。計画量に対する処理量の割合は90.2%、10%弱遅れている。全体量に対する処理量は55.6%となっている。

- ・表1-2は、平成22年度4月以降の処理状況で、4月から6月の処理計画19,118トンに対し、処理実績は19,126トン、岩石等の特殊前処理も含めると、合計が19,204トン、計画量に対する処理量の割合が100.4%で、計画量以上の処理ができています。内訳は、溶融炉が3カ月で100.6%、キルン炉が若干計画を下回る95.7%で、100%近い処理になっている。
- ・6月25日から7月7日にかけて、施設の定期修繕を実施したが、特に大きな問題は出てきていない。
- ・7月の処理量は、現在最終確定中だが、7月の目標量4,588トンに対し、計画を上回る5千トン以上の処理が計上できる見込みとなっている。  
(副成物の有効利用量)
- ・2頁の表2は副成物の有効利用量で、平成15年度からの副成物の利用状況を記載している。平成22年度4月から6月は、鉄は、6月に30.7トン販売した。銅は、今販売するべく準備を進めている。溶融スラグも、これまでと同様、公共工事のコンクリート骨材等として、順調に販売ができています。仮置土は、6月に1,235.4トン三菱マテリアルの九州工場まで海上輸送して処理をした。  
(豊島、直島の見学者数)
- ・4月から6月は、豊島側で558名、直島側で866名、合計1,424名の見学者数となっている。昨年度の6月末と比べると、ほぼ同じか、若干上回るような数値となっている。今後も、瀬戸内国際芸術祭で、見学者数も増えてくるのではないかと考えている。

### ○住民側

- ・平成21年度は70,015トン処理しているが、16年度から20年度の5年間は、54,800トン程度の処理となっており、27%もアップしている。計算してみたら、産廃の直下土壌を除いた21年度末の廃棄物の量と、この7万トンを合わせれば、ちょうど国の支援期間内で処理を終えるような数字になる。
- ・この処理量は、クボタが計算するのか。7万トンを超える能力が発揮できれば、平成24年度末までに完全に終わることとなり、計算が合いすぎるから、不思議だなと思っている。

### ○県側

- ・処理量は実績であり、残っている量に合わせて数量を出している訳ではない。平成19年、20年あたりから、管理委員会の先生方の指導のもと、いろいろ処理量対策に取り組んできた。土壌比率を高めたり、薬剤投入量を抑制したり、さらには稼働日数を今年度は315日まで増やすというようなことで、もろもろの対策の成果が出てきたものと考えている。
- ・すでに処理を開始してから6年余りが経過し、中間処理施設の管理運営を行っているクボタも、これまでの経験を踏まえて日々の運転管理をしており、成果が現れてきているものと考えている。
- ・数字としては、このペースで行くと、直下土壌を除けば残り3年間で21万トン弱ぐらいなので、7万トンずつ処理をすれば、25年3月に終わるという計算になるが、あくまでも数字上の話であり、予断を持つことなく、少しでも処理量を増やし、前倒しのできることはやっておくという気持ちで、これからも慎重に作業を進めていきたい。

## (3) 汚染土壌の水洗浄処理について

### ○岡市会長

- ・汚染土壌の水洗浄処理は、管理委員会でもかなり検討して、処分地の汚染土壌を使った浄化試験も行った上で、汚染物質の分離・除去が技術的に可能で、水洗浄処理が技術的に可能であるという結論を、昨年12月に管理委員会は出した。
- ・管理委員会での検討結果に基づいて、今年1月31日に開催した処理協議会で、県から豊島の皆さん方に、豊島の汚染土壌を島外に持ち出し、水洗浄処理することが正式に提案された。
- ・5月9日の処理協議会では、VOCsで汚染された土壌の処理等が問題となり、議論になったが、拡大事務連絡会を開催して議論することをお願いした。その結果、協議を続けるとともに、調停条項の問題についても、住民側の大川弁護士、石田弁護士、県側の田代弁護士の

方々の力をお借りして、整理をしてきた。

- ・その結果、水洗浄処理の実施に関する協議が整い、調停条項上の整理についても、調停条項そのものの変更は行なわず、水洗浄処理の実施に関する新たな合意文書を締結することとして、本日のこの処理協議会を迎えた。
- ・これまでの経緯、このたび協議が整った協議合意書案の内容、水洗浄処理の実施に関する今後のスケジュール等について、県側から説明を受け、次に住民会議から発言いただきたい。

#### ○県側

- ・汚染土壌の水洗浄処理は、昨年度、豊島の汚染土壌を使って事前適用性試験を実施し、汚染物質を除去できることを確認した上で、管理委員会の技術的承認を得て、本年1月31日に高松で開催した処理協議会の場で正式に提案した。その後、5月9日に豊島で開催した臨時の処理協議会で、改めて水洗浄処理についての県の考え方を説明した。
- ・水洗浄処理は、計画から1割程度遅れている処理をスピードアップして、産廃特措法の支援が受けられる平成24年度末までに処理するためには必要不可欠な処理方法であること、公害調停成立後に確立した汚染土壌の処理技術であり、全国的に数多くの処理実績があること、熔融処理に比べて処理コストが大幅に安いこと、これを水洗浄処理を行う理由として挙げるとともに、水洗浄処理が調停条項上に明記されていない処理方式であることから、調停条項上の整理についても、皆さん方と協議を進めたいと説明した。
- ・これに対して、VOCs汚染土壌の取り扱いについて、県が提案している高度排水処理施設を利用した地下水揚水処理ではなく、掘削除去して欲しいという意見が出された。このため、双方の弁護士にも加わっていただき、6月5日と20日の2回にわたり拡大事務連絡会を開催し、意見調整を行ってきた。
- ・その結果、VOCs汚染土壌の取り扱いについては、VOCs汚染土壌を掘削することは、汚染を周辺の土壌に拡大させる恐れがあること、これまでの県の調査では、VOCs汚染土壌は検出しておらず、仮にあったとしても汚染濃度は低く、地下水揚水処理で比較的短期間で浄化できると考えられることから、25年度以降の地下水浄化の中で対応することを当初提案していたが、皆さん方からの意見も踏まえて、処理方法についてあらためて検討した結果、高濃度のVOCs汚染土壌が確認された場合、土壌汚染対策法で汚染の除去措置が原則とされる第二溶出量基準を超えるような高濃度なものについては、迅速な浄化を図るために従来どおり24年度末までに掘削除去して、直島に搬出して焼却・熔融処理することを改めて提案した。
- ・これに対して、基本的には皆さん方も了解いただいたが、調停条項上は汚染土壌を含めて廃棄物等を28年度末までに撤去することとなっていることから、低濃度のVOCs汚染土壌も28年度末までに処理するよう努力目標としてもらいたいという提案があった。
- ・県としては、廃棄物の撤去が終われば、その汚染源もなくなり、地下水揚水処理を続けることによって比較的短期間でVOCs汚染は低下すると考えられることから、皆さん方の提案である努力目標を了解した。
- ・調停条項上の整理については、調停条項そのものを改正するという方向をとらずに、皆さん方の提案で、今回新たに協議合意書を締結することとなった。
- ・今回協議が整った協議合意書案の内容について、前文では県から汚染土壌の処理方式について、焼却・熔融方式から水洗浄処理方式への変更の提案があり、双方が協議した結果、以下のとおり合意したことが記載されている。
- ・1として、今回の合意により、重金属等で汚染された汚染土壌については、島外に搬出して、水洗浄処理することとし、処理に伴い発生する副成物についても、可能な限り再生利用を図ることとした。
- ・2として、水洗浄処理にかかる技術的な検討及び処理の実施等については、管理委員会の検討結果及び助言・指導等のもとに行うこととし、現行の管理委員会の設置要項を改正して管理委員会の所掌事務として明記することとした。
- ・3として、水洗浄処理の実施については、これまでと同様、情報公開に努め、住民の皆さん

の理解と協力のもとに行うこととした。

- ・4として、汚染土壌は、重金属等で汚染されたものと、VOCsで汚染されたもの、さらにはダイオキシン類で汚染されたもの大きく3つの種類に分けられるが、このうち、土壌環境基準を超過したダイオキシン類で汚染された土壌については、これまでと同様に、平成24年度末までに掘削除去し、直島の間処理施設で焼却・熔融処理をする。VOCsで汚染された土壌のうち、土壌汚染対策法で汚染の除去措置が原則とされる第二溶出量基準を超過した高濃度の汚染土壌が検出された場合も、平成24年度末までに掘削除去して、直島の間処理施設で焼却・熔融処理することとした。
- ・5として第二溶出量基準以下のVOCs汚染濃度の低いものについては、平成25年度以降も継続して行う必要がある高度排水処理施設を使った地下水揚水処理による地下水浄化対策の中で処理することとした。公害調停の処理期限である平成28年度末までに、土壌環境基準を超えるVOCs汚染土壌の処理を目指すことを努力目標とした。そのため、平成28年度の年度当初において、地下水等の浄化状況を見ながら、必要な場合には今後の処理対策についてあらためて協議することとした。
- ・今後のスケジュールは、島外での水洗浄処理を行うにあたり、委託先やその汚染土壌の搬出輸送方法などの検討を進め、平成23年の夏以降から水洗浄処理ができるように準備を進めていきたい。

#### ○岡市会長

- ・県側から協議合意書の内容も含め説明があった。住民会議から、説明があればお願いしたい。

#### ○住民側

- ・住民の方で合意に至った過程について説明する。
- ・県から水洗浄処理の提案があり、管理委員会、処理協議会で議論を重ねてきた。平成21年9月8日、9日、汚染土壌の水洗浄処理施設の視察に、住民会議からは中地先生と私2名が参加し、川崎市の清水建設、大館市の同和鉱業を見てきた。水洗浄処理が技術的にきちんと行われているということを2人で確認してきた。
- ・平成22年4月24日から28日に地区別座談会を持ち、汚染土壌の水洗浄処理についての説明会を開催した。この時点で、汚染土壌の水洗浄処理がこういう方法でできるということを住民に説明した。
- ・その後、処理協議会の中で議論が重ねられ、平成22年6月20日に最後の拡大事務連絡会が持たれ、ほぼ合意案の協議が整った。VOCs汚染土壌の取り扱いや処理期限の問題で一部合意に至らない部分もあったが、その後、県のほうから連絡があり、ほぼ住民側の望んだとおりの合意案ができるようになった。
- ・これを受け、平成22年7月4日に住民会議全体会を開き、合意案の受け入れの方向を確認し、もう一度地区別説明会を開催することとなり、平成22年7月7日、8日、島内5つの地区で地区別説明会を開き、すべての地区で合意案について賛成という結論になった。これを受けて、平成22年7月11日に住民会議全体会を開き、合意案の受け入れを決定した。
- ・以前は、住民大会を開こうかという部分もあったが、平成12年6月6日の公害調停前の全体会で、本件の作業終了までの一切の対応を廃棄物対策豊島住民会議に委任することを議決していることがわかったので、今回は住民大会をせず各地区の地区別説明会で説明をして、最終的に全体会で合意案の受け入れを決定した。
- ・今後、この水洗浄処理が進んで行くが、平成24年度末までに廃棄物の処理が完了するという見込みがはっきりした。合意事項に基づいて、香川県には緊張感を持って処理にあたることを願う。

#### ○岡市会長

- ・ただいま、両方から合意案の作成に至る経緯が説明されたが、何か質問、意見等があれば、どうぞ。

#### ○住民側

- ・この水洗浄処理についての情報公開は、どの程度やっているのか。地区別説明会を開いても、全員が参加している訳ではない。調べれば、3年前の19年8月から今日まで、32回新聞

に載っている。新聞なので、木村室長の説明ほど詳しくないが、新聞が5社あれば32回の5倍の数になる。それだけ今日に至ることがずっと記載されているので、知っている住民の方も多いのではないかという感じがする。

#### ○岡市会長

- ・いろいろ皆さん方にお世話をおかけし、会長としてもお礼を申し上げる。特に意見がなければ、今から協議合意書に署名・捺印を行ないたいと思うが、よろしいか。
- ・合意書は2通作り、住民側と県側とでそれぞれ1通所持する。署名・押印していただくのは、住民側は浜中さんと大川弁護士、県側は真鍋知事と田代弁護士ですが、真鍋知事は、既に署名と捺印をしている。署名・捺印していただく3名の方、よろしく願いたい。

(署名・押印後、会場拍手)

#### ○岡市会長

- ・ただいま行われた住民側と県側、双方の代表者による協議合意書への署名により、汚染土壌の水洗浄処理についての最終合意に本日至った。処理協議会の会長及び会長代理として、合意形成に至ったことを大変うれしく、皆様方の協力に感謝したいと思う。
- ・今後とも双方の信頼関係のもとに事業が進められ、安全と環境保全を第一に、まだ残された廃棄物等の処理が計画どおりに進められることを強く希望する。
- ・井上協議会員から県を代表してあいさつをお願いしたい。

#### ○県側

- ・県が提案した水洗浄処理について、それぞれ代表の皆さん方による署名・押印がなされ、合意が無事成立した。ありがとうございます。これも一重に浜中議長をはじめ豊島の皆様方の格別の理解のたまものであると、心から御礼申し上げる次第です。
- ・また、水洗浄処理の合意については、調停条項の整理が課題であったが、これについても弁護士の川先生、石田先生はじめ皆様方、また私どもは田代先生を交えてしっかりした協議検討がなされ本日至ったところであり、重ねて厚く御礼申し上げます。
- ・県としては、今日の合意内容を踏まえて、しっかり合意内容を守って誠実に水洗浄処理に取り組んでいきたいと考えている。
- ・また、豊島の廃棄物処理事業全般の取り組みについては、6月6日に10周年の記念集会で知事が皆様方の前で環境保全と安全を第一に、情報公開の徹底を図って、常に緊張感を持ってやっていくと申し上げたが、その後、6月定例県議会においても質問があり、7月5日の一般質問に知事が答弁しているので、ここでそれを披露することで、私どもの考え方を示したい。
- ・「新たな処理対策として、今年1月に開催した豊島廃棄物処理協議会の場で、豊島住民の皆さんに処分地の汚染土壌を島外で水洗浄することを正式に提案し、理解と協力を求めるとともに、水洗浄処理が調停条項に明記されていない処理方式であることから、調停条項上の整理についても協議を進めてまいりました。その結果、水洗浄処理の実施について概ね協議が整い、調停条項上の整理についても豊島住民の皆さんの意向を受け、調停条項そのものの変更は行わず、水洗浄処理の実施に関する新たな合意文書を締結することになりました。今後、8月に開催する豊島廃棄物処理協議会において、合意文書を締結するとともに、処理委託先や搬出輸送方法等の検討を進め、平成23年度から2年間で処理を行いたいと考えております。この合意により、廃棄物等の焼却・熔融処理と、汚染土壌の水洗浄処理を並行して行うことができることとなり、厳しい処理計画ではありますが、平成24年度末までの全量処理に一定の見通しが立つことになりました。今後とも、豊島住民の皆様をはじめ関係者との信頼関係のもと、安全と環境保全を第一に緊張感を持って、残された廃棄物等の処理に全力で取り組んでまいります」。
- ・以上が答弁です。本日は本当にありがとうございました。

#### ○岡市会長

- ・住民側を代表して、浜中議長さん、よろしく。

### ○住民側

- ・今日、合意書の調印となり、いろいろあったが、よかったと思っている。今まで処理の遅れなどいろいろな問題があったが、当初の計画である平成24年度末までに処理が完了する見通しとなったことは、私たちにとってもよいことだと思う。
- ・処理が完了するまで、残すところ2年余となった。早急に公害調停条項第9項の施設の撤去、遮水機能の解除、跡地の形状などについて協議を始め、その事業内容の確定をしなければならない。私たちは公害調停前文にある「豊島が瀬戸内海国立公園という美しい自然の中でこれに相応しい姿を現すことを切望する」ということを念頭に置いて、さらに、国内初の素晴らしい事業として社会の期待にも応えていかなければならない。共創の理念のもと、広く英知を集めて美しい水が浦をつくりたいと思う。ありがとうございました。

### ○岡市会長

- ・住民側代表の浜中協議会員から、調停条項第9項に関する豊島内施設の撤去及び土地の引き渡しについて、今後この処理協議会等の場で協議を開始し、内容を確定させることをこの場で明確にして欲しいということなので、この発言に対して県側の意見をお伺いします。

### ○県側

- ・調停条項9項の豊島内施設の撤去及び土地の引き渡しの条項について今後具体的に協議する必要がありますので、こちらのほうもよろしくお願ひします。

### ○住民側

- ・地上権の抹消は県の職員のできるもので、後は土木工事になると思う。予算も必要だし、設計書もある。それから、どんな設計を考えているのか。予算も24年度夏ごろまでには確定しておかなければならない。そのようなことをどの程度考えているのか。
- ・それから、「速やかに」と書いてあるが、年月日を入れるとか、海水の入らない高さとは何mであるとか、遮水壁の後にはもう土地に付いたものにするだとか、水の出入りはどのようにするだとか、いろいろ決めなければならない細かいことがある。
- ・今後県と住民側で、今調印した合意書のように、話し合いながらつくり上げていかなければなかなか前に進まないと思う。我々も十分に中で協議していない。ただ、県も考えていないと思っているので、十分考えておいて下さい。

### ○県側

- ・調停条項の中では、大枠は定められているが、細かい部分が定められておらず、今、指摘があったような、いくつかの課題があると思う。まずはそれぞれ、今後何をしていくべきか、そういったところを、この処理協議会あるいは毎月開いている事務連絡会の中で、双方で協議をして、まずは検討すべき項目を抽出していくという作業から始めていきたいと思っているので、今後ともよろしくお願ひしたい。

### ○岡市会長

- ・それでは、協議会の場として、調停条項第9項の豊島内施設の撤去及び土地の引き渡しの具体的内容については、今後、処理協議会等の場で協議を開始し、内容を確定することにしたいと思います。
- ・このことについては、処理協議会の会長として双方にお願ひしたいと思います。また、双方が合意した旨を議事録に明記し、今後の指針としていきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたい。
- ・私は管理委員会のメンバーですので、管理委員会にも、この状況を報告させていただく。

### ○住民側

- ・今日、水洗浄処理の実施については合意を見たが、今後の予定は、日程的にどうなっているのか説明願ひたい。
- ・産廃特措法の計画変更をいつごろ出されるのか、水洗浄処理の実施をどこの業者に委託するのかというような契約行為等の大まかな日程、あるいは管理委員会等での審議の日程等について、説明をお願ひしたい。

### ○県側

- ・まず、国の実施計画の変更の関係は、先般、住民会議から連絡があり、本日合意形成に至る

見通しであるということとをすでに環境省に報告している。水洗浄処理の実施に伴う実施計画の変更については、21年3月に実施計画を一部変更した時にも議論したが、住民側との協議が整ってからと環境省に言われており、今日、合意文書の締結ができたので、これから環境省とその実施計画の変更についても具体的な協議を進めていきたい。

- ・当然、実施計画の変更をしないと、国の支援を得られないので、今年度中には実施計画を変更できるよう環境省にも先般お伺いした時にお願いしている。
- ・今後具体的に水洗浄処理をどう進めるかということだが、先ほど室長から説明したとおり、23年夏ごろから処理を開始できるよう準備を進めたい。特にどうやって処分地から島外に持ち出すという話になるので、この3月の管理委員会で運搬の基本的な考え方も説明したところである。今後詳細な部分をもう少し詰めて、この9月の管理委員会、あるいはその次の12月の管理委員会で細かい部分について検討いただきたいと思っており、遅くとも来年3月に開かれる管理委員会までには、すべての方向性を定めたいと思っている。
- ・実際にどこへ持って行くのかということについては、先般3月の管理委員会の中でも、輸送が長距離になるといろいろな問題も発生してくるので、できるだけ近い所で処理するのが望ましいという、海上輸送の専門家である鈴木先生の指摘もいただいている。
- ・この水洗浄処理をするにあたって20年12月に各事業者から技術的な企画提案をいただいている。その中で、オフサイト処理で提案いただいたのが5社あり、秋田、川崎、名古屋、兵庫県の尼崎に所在する。このあたりが現在土壤汚染対策法の許可を持っている施設のある場所なので、そういった所を念頭に、その中で、鈴木委員が指摘された輸送の面での安全性なども考慮しながら、早く決めていきたい。
- ・ただ、県は予算で動いており、どうしても23年度の事業については23年度の予算が通らないと施行ができないという面もあり、それまでに大きな方向性だけを早く決めるようにしたい。内容が定まれば、その都度、この処理協議会、あるいは事務連絡会の場で皆様方に伝えていきたいと思っている。

#### ○岡市会長

- ・そういうスケジュールで、管理委員会にも鋭意議論していただくようお願いしておく。

### (4) その他

#### ① 送水配管損傷に伴う漏水の水質検査結果等について

##### ○県側

- ・資料3の送水配管損傷に伴う漏水の水質検査結果等について、すでに概要については、住民会議の皆さん方には報告させていただいているが、あらためてこの場で報告させていただく。
- ・1の概況については、6月17日に北海岸の西側法面の仮囲いを移設するという事で、法面の一番上にあった仮囲いを下側に下ろす移設工事をしていたところ、誤って北揚水井から高度排水処理施設へ処分地内の浸出水・地下水を送水する配管を損傷し、その結果、汚水が漏出し、その一部が北海岸の道路及び水路に流入した。この件に関しては、県としても工事管理が十分でなかったということでお詫び申し上げます。
- ・直ちに北揚水井のポンプを停止して、さらには北海岸の水路から海岸への放流口を閉鎖したので、汚水の北海岸への流出はない。また、当日中に汚水が流出した道路の部分と水路について、区域を土のうで仕切り、清掃、水での洗浄を実施した。また、水路に溜まった水を北揚水井へ送水することで、海には出さずに、処分地内に戻すようにポンプを設置した。
- ・安全性を確認するため、その日以降で降雨のあった6月26日に、北海岸雨水水路に溜まった雨水の採水を行い、水質検査を行った結果、管理基準値の10pg-TEQ/lを3pg-TEQ/lほど超える13pg-TEQ/lのダイオキシン類が検出された。
- ・事故のあった日の17時頃から18時頃にかけて、汚染区域の道路と水路の清掃を行っているため、その時点では汚染というのは除かれていることから、これ以降、採水をした6月26日までの間で、何らかの原因で道路または水路が汚染されて、管理基準値を超えたものと考えている。
- ・その原因について、1つとしては、6月26日に北海岸の南側の法面掘削作業を開始し、こ

の時に処分地内の廃棄物上を通ったダンプトラックと、北海岸に設置したポンプの動作確認や採水のため進入した車両の走行経路が近づいて、北海岸へ進入する車両のタイヤに汚れを付着させて北海岸へ持ち込んだ可能性が考えられる。

- ・裏の頁の図を見ていただくと、図の中央の積込場所と記載のある②の付近で、掘削した廃棄物等を、図の右側の廃棄物置場のほうへ運搬するトラックがあったが、ここは道が狭く、トラックが方向転換するために、道を①の近くまで上がってきて方向転換して、廃棄物置場のほうへ行くというような走行をしている。これとは別に、南側から北海岸へ進入する車両が①の付近を走行しているので、この時点で汚れが付着した可能性が考えられる。
- ・もう1つ考えられる原因が、配管を損傷した翌日に、北海岸法面のシート撤去工事をしているので、その作業員の車両が北海岸に駐車していたということも原因として考えられる。現在調査中で、9月の管理委員会には、この調査結果を報告して、その原因について議論いただきたいと考えている。
- ・今後の対応としては、北海岸は現在安全性が確認されていないので、安全性が確認されるまでの間は原則一般車両の北海岸への進入を制限したいと思っている。作業等、工事等で北海岸に進入する作業の車両については、タイヤの洗浄を十分に行うように指示をしている。
- ・当面の措置として、安全性が確認されるまでの間は、道路上、水路上の雨水は外へ出さずに処分地内の北揚水井へ導水して、高度排水処理施設で処理する予定である。
- ・念のため、北海岸法面の掘削を行った西側半分の道路、水路も土のうで仕切り、溜まる水についても、安全性が確認されるまでは同じく高度排水処理施設で処理したいと考えている。
- ・現在シートを張って仮囲いを上に上げる工事をしているので、それが終わり、シート上を洗浄し、道路、水路等を洗浄して、その後、降雨を待ち水質検査を実施し、安全性が確認されれば、通常管理に戻すことを考えている。
- ・この北海岸の進入については住民の皆様方も協力をお願いしたい。

#### ○住民側

- ・6月26日に北海岸の雨水水路に溜まった雨水の採水を行い、水質試験を行った場所はどこか。溜まり水はどれぐらいの量があるか。裏側の図でいうと、どのあたりの水を汲んだのか。

#### ○県側

- ・図では、「土のう」と書いた点線で仕切った所が区切った所で、この部分の道路北側に排水溝の升があるので、ここの排水溝の升で採っている。
- ・仮囲いが配管を壊した所は、黒と茶色の線で仮囲いの絵を描いているが、一番左の曲がった所のあたりで汚水が流出した。
- ・量は、溜め升到溜まった15ℓを採水して、検査した。

#### ○岡市会長

- ・15ℓの升の採水は、それ以上、流れ込んでくることはないのか。

#### ○県側

- ・当日は、朝から45mmの大雨が降っており、一日中流れ込んできている状態で、その排水溝に溜まった水を採った。

#### ○住民側

- ・2番の積み込み場所を横切った車両が、北海岸のほうにダイオキシンを持ち込んだというのであれば、全部北海岸に落とすのではなくて、車両そのものがあちこちに行くので、もっと拡散している可能性もある。対策が北海岸に持ち込まないというのではなくて、要するに、掘削中の所を車両が横切ったりしてダイオキシンを移動させるのであれば、場内から出る車については、タイヤを洗浄するとか、抜本的な対策を取らないといけないのではないのか。

#### ○県側

- ・確かに汚染を拡大させないために、北海岸だけ区切るのはおかしいのではないかとということで、三差路付近奥に洗車装置を置いているので、それを手前に持ってきて、北海岸に行く時、あるいは北海岸から上がる時には、タイヤの洗浄を十分に行う形にしたいと思っている。
- ・なお、中間梱包保管施設前に降った雨水は、最初の10mmは高度排水処理施設で処理し、その後は沈砂池1のほうで管理して、安全性に問題がないことを確認した上で放流している。

### ○住民側

- ・6月17日に事故が起こって、対策を講じて、26日に調査をしたということだが、26日だけしたのか。
- ・北揚水井の原水自体は基準値以下だから、道路上、あるいは何らかの外部に汚染源があって、それによって汚染されたことになるので、この報告を見て非常に嫌な感じがした。26日以降、現在まで調査していないというのは、ちょっとおかしいのではないか。
- ・毎週行っているが、同じような形でバリケードを築いて土のうを置いて、今日行ったら二重にバリケードを築いて、西半分の水は揚水井のほうに返すことをやっているが、これはちょっと考えなければいけないと思う。北のUVカットのシートの上げ下げは人力でやったのか。それとも、ユンボか、あるいはユニックか何かでやったのか。

### ○県側

- ・シートを外す作業は人力で引っ張って、上げるのは重機、ユンボでやっている。

### ○住民側

- ・ユンボでやったのなら、ユンボは外には出ていない。産廃の施設とかでは、トラックが通る所というのは、水たまりみたいな形で、そこを必ず通って出ていくという形になっているので、そうした何らかの対策を講じなければいけないのではないかと思う。

### ○県側

- ・6月26日に採水後、採水した試験結果に基づいて、ダイオキシンの型などを今詳細に調べている。ダイオキシンの型などを見れば、汚染の原因がどこから出てきたものかある程度特定できるのではないかと思っている。
- ・現在仮囲いを上に上げる工事を行っており、来週前半までかかると思うので、それが終わり次第、新しく張った法面部分のシートの上の洗浄や道路部分、水路部分の再洗浄をして、雨水を待って、再度安全性の確認検査をしたい。
- ・並行して原因究明の調査は続けており、その結果は、9月の管理委員会で報告したい。

### ○住民側

- ・海に出る所の会所を再度、確認検査をする時に調査をやってみたらどうか。可能性としてはほかの所でもあるかもしれない。

### ○県側

- ・今回、法面の西半分の掘削をしたので、汚染はないと思っているが、念のため土のうを積んで西側半分の水についても基本的に処分地のほうに返している。今度雨が降った時に、その部分についても採水して、状況がどうなっているのか、指摘のあった点についても調べていきたい。

### ○住民側

- ・そういう所がいくつあるのか。

### ○県側

- ・3箇所ある。

### ○住民側

- ・そういう所の採水をやって欲しい。

### ○岡市会長

- ・調査結果が出たら、早急に皆さんに通知するようにお願いしたい。

### ○住民側

- ・7月21日の事務連絡会で、雨が降ったら検査すると言っていた。北海岸に視察された方を連れて行きたいので、できるだけ早く土のうを取ってほしい。

### ○県側

- ・仮囲いの封鎖をして、その上でシートの表面をもう一度洗い、洗浄作業をした後、雨水を待って採水することになるので、天気次第というところがあるが、できるだけ通常管理に早く戻せるようにしたい。ただ、通常管理に戻すまでには、管理委員会に報告して了解もいただかないといけないと思っているので、もうしばらくお待ちいただけたらと思う。

### ○住民側

- ・ 8月20日、21日、22日に第8回島の学校をやる。北海岸には必ず行くので、少なくともそれまでに対策を講じてほしい。

#### ○岡市会長

- ・ 北海岸に入る道の汚染拡大防止の方策を考えないと、島の学校の見学会も難しいということになる。

#### ○県側

- ・ 雨水が採水できて試験結果が出るまでの期間を考えると日程的にはきついと思う。車の進入は遠慮していただき、できるだけ管理区域外の所に車両を止めて、そこからは歩いて入っていただき、その上で、入る時、出る時には、長靴の靴底の十分な洗浄をお願いしたい。

#### ○住民側

- ・ できるだけ可能な形でお願いしたい。

#### ○住民側

- ・ 安全第一である。

#### ○岡市会長

- ・ なんでこんなことになったのか、ちょっと考えられないような感じがする。安全管理を十分した上で、対応をお願いしたい。

### **② 廃棄物・土壌の境界部位掘削試験計画について**

#### ○県側

- ・ 資料4の廃棄物・土壌の境界部位掘削試験計画について、前回5月9日の処理協議会でも説明したが、春先から降雨が予想以上にあり、処分地内、特に、今試験を考えている東トレンチに水が溜まり、梅雨ということもあり、試験区域の設定が遅れていた。
- ・ 内容は、廃棄物の底面掘削方法の検討試験、直下土壌を汚染しないでどのように掘削をするのかということが1つ。もう1つは、その直下土壌を取り、重金属の汚染が確認された場合に、現地での経時変化を確認する汚染土壌経時変化等現地確認試験と、室内で行う汚染土壌経時変化等室内確認試験を行い、その結果、重金属の溶出量が環境基準以下になった場合に、汚染物質改善土壌埋戻試験をするということで、これは変わっていない。
- ・ 試験時期については、廃棄物の底面掘削方法検討試験を8月4日、5日、今週の水・木にかけて行う予定にしているが、現在、廃棄物層からの浸出水が出てくる状況であり、4、5日の日程での実施は難しいと思われるので、日程が変更になる場合は、あらかじめ連絡させていただく。
- ・ これを8月の上旬に行い、同じく掘削完了判定調査ができれば、土壌の試験も8月中に至急採取して開始したい。経時変化等確認試験を行った後、汚染が環境基準以下になった場合は、汚染物質改善土壌埋戻試験を行い、10月に掘削方法試験、経時変化等現地確認試験、室内試験の結果を取りまとめて、最終的には埋戻試験の結果は来年、23年11月頃に取りまとめる予定にしている。
- ・ 試験場所の変更はない。

#### ○住民側

- ・ 県の職員だけでやるのか。

#### ○県側

- ・ 掘削を担当しているクボタの職員も一緒に行く。

#### ○住民側

- ・ 香川県の職員とクボタの職員だけということか。

#### ○県側

- ・ 立ち会っていただいて構わない。連絡させていただく。

#### ○住民側

- ・ 管理委員会や、処理協議会等の議事録がもっと早く作成できないか。ネットを開いても出てこない。早く出してください。

#### ○県側

- ・できるだけ早く見られるようにしたい。

#### ○住民側

- ・試験の日程ですが、現場でやる汚染土壌の経時変化の現地確認試験は、具体的にどれぐらいの期間、現地で行う予定になっているのか。

#### ○県側

- ・管理委員会の中杉先生とも相談したが、2、3カ月ぐらいで変化が明らかに出てくようでないとは駄目という意見をいただいているので、8週間で変化を見る計画にしている。
- ・但し、この試験については、処分地で汚染土壌が検出された場合という前提が付いているので、もし検出されない場合は、室内試験だけになる。

#### ○岡市会長

- ・本日、この協議会の議題はここまでですが、特になければ、本日の協議会はこれで終わらせていただきたいと思うが、植田先生、何かありますか。

#### ○植田会長代理

- ・今日は、協議合意書がまとまったということで、大変うれしく思う。
- ・私はこの仕事を引き受けた最初に、進行管理の重要性ということを申し上げた。それは何よりも双方の信頼関係が一番の基礎にあるからである。こういう協議に基づいて合意をするということがとても大事であり、同時に、合意に基づいて実践するということは何よりも重要である。そういう積み重ねがないと信頼はできないと思うので、この合意に基づいた実践を、ぜひよろしくお願ひしたいと思う。
- ・2つめは、後のほうで出てきた、なぜこういうことが起こったのかというようなことがあり、最近の気候変動かもしれないが、ゲリラ的豪雨みたいなこともあり、自然がいろいろと変化してきている。そういうものも一種のリスク管理としてきちんと適応できて問題が発生しないようにするというのも大事かと思う。なかなか簡単なことではないが、その点も留意いただいて、着実にこの事業が進むことを期待したい。

#### ○岡市会長

- ・それでは、本日の協議会は、かなり大きな実りを得て、閉会したいと思います。皆様、どうもありがとうございました。

以上の議事を明らかにするために、本議事録を作成し、議長及び議事録署名人が署名・押印した。

平成22年 9月16日

議事録署名人

議 長 岡 市 友 利

協議会員 石 井 亨

協議会員 三 木 誠